

軽度外傷性脳損傷（MTBI）に係る周知及び適切な推進に向けた  
取り組みを求める意見書

軽度外傷性脳損傷（以下、「MTBI」）は、転倒や転落、交通事故、スポーツ外傷などにより、頭部に衝撃を受けた際に脳が損傷し、脳内の情報伝達を担う「軸索」と呼ばれる神経線維が断裂するなどして発症する疾病である。

その主な症状は、高次脳機能障害による記憶力・理解力・注意力の低下をはじめ、てんかんなどの意識障害、半身まひ、視野が狭くなる、匂いや味が分からなくなるなどの多発性脳神経まひ、尿失禁など、複雑かつ多様である。

世界保健機関（WHO）は、定義の明確化を図ったうえで、予防措置の確立を提唱しており、わが国においてもその対策が求められる。

よって、政府においては、こうした現状を踏まえ、MTBIについて、国民に広く周知を図るとともに、事例の集中的な検討を進め、医学的知見に基づく各種保険の認定について、適切に取り組みを進めるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成26年（2014年）11月6日

札幌市議会

（提出先）内閣総理大臣、総務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣

（提出者）自民党・市民会議、民主党・市民連合、公明党、日本共産党、

市民ネットワーク北海道及び改革所属議員全員並びに

みんなの党木村彰男議員